

❖❖❖白河市中小企業経営合理化資金融資制度❖❖❖

市内において事業を営む中小企業者の経営基盤の強化に必要な資金の融資を行います。

利用できる方

次の全ての条件を満たすこと。

- ① 市内において事業を営む中小企業者。
- ② 1年以上市内に居住し、同一事業を1年以上営み、その経営が健全で、かつ、市民税を納入している中小企業者である会社及び個人。（非課税の方は利用できません）
- ③ このほか、金融機関が定める基準を満たすこと。

融資の条件

❖ 保証人及び担保

ア. 法人又は組合の場合 → 連帯保証人1名以上とし、必要により担保を徴する。

イ. 個人の場合 → 必要により連帯保証及び担保を徴する。

❖ 資金使途

運転資金及び経営合理化に必要な設備資金

❖ 融資限度額

運転資金 ⇒ 1,000万円以内

経営合理化に必要な設備資金（運転資金と併用した場合を含む）
⇒ 2,000万円以内

❖ 融資期間

10年以内（ただし据置期間1年以内を含む）

❖ 返済方法

分割返済（ただし短期資金（1年以内）は一括返済を認める）

❖ 融資利率

5年以内	年 1.8 % 以内
5年超7年以内	年 2.0 % 以内
7年超10年以内	年 2.2 % 以内



❖ 信用保証料

区分	第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分	第7区分	第8区分	第9区分
信用保証協会基本保証料率	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
市制度保証料率	1.30	1.15	1.00	0.80	0.60	0.55	0.50	0.45	0.35

◎ただし、信用保証協会の定めるところにより、割引料率が適用される場合があります。

❖ 信用保証料補助 … 予算の範囲内で3年分（36月分）の信用保証料を補助

裏面もご覧下さい →

申込手続

- ① 「白河市中小企業経営合理化資金借入申込書」に市民税納税証明書（前年度分及び当該年度分）を添付し、金融機関にお申込みください。
- ② 「信用保証料補助金交付申請書」に必要事項を記載し、借入先の金融機関、保証協会を經由し、白河市役所商工課に提出してください。→ 市で申請書の審査を行い、補助金の額を決定し、お客様から指定された口座に補助金を振込みます。

*借入に際し、金融機関の審査があります。上記の「利用できる方」に該当していても金融機関の審査基準を満たしていないと借入が出来ない場合もありますのでご了承願います。

*借入申込書は本庁舎商工課・各庁舎事業課・市指定金融機関にあります。

受付期間

市指定金融機関にて随時受け付けています。

指定金融機関

金融機関名
株式会社 東邦銀行
株式会社 常陽銀行
株式会社 大東銀行
株式会社 福島銀行
白河信用金庫
福島県商工信用組合



◆問合せ先◆

白河市役所商工課商工振興係	☎ 0248-22-1111	内線2247
白河市役所表郷庁舎事業課	☎ 0248-32-4785	
白河市役所大信庁舎事業課	☎ 0248-46-3973	
白河市役所東庁舎事業課	☎ 0248-34-2115	